

宇都宮市子育て世帯訪問支援事業事業者登録要綱

(趣旨)

第1条 本市では、家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）を行う。本事業のサービス供給体制の安定化を図るため、サービス提供事業者の登録を行う。

(仕様)

第2条 宇都宮市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第3条に規定する業務を行う。具体的には宇都宮市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書によるものとする。

(申請資格)

第3条 次に定める要件をすべて満たすこととする。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

- ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所
- ウ 児童福祉法に基づく居宅訪問型認可外保育施設の届出をしている事業所
- エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所で、特に市長が必要と認める法人格を有する事業所

(2) 上記事業所を本市内に有していること

(3) 次のいずれにも該当しないこと

- ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するもの）又は暴力団員の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が、役員就任や経営関与している団体等
- イ 国税及び宇都宮市税を滞納している団体等
- ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事

由が発生している団体等

エ 差押、仮差押さえ又は仮処分を受けている団体等

オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等

(4) 次のいずれも満たす訪問支援員を配置すること

ア 本市が適当と認める研修を修了した者

イ 次の欠格事由のいずれにも該当しない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

（申請書類）

第4条 申請する事業者は、別に定める様式（様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号）により本市に申請しなければならない。

（申請辞退）

第5条 申請後に辞退する事業者は、別に定める様式（様式第6号）により本市に届け出なければならない。

（登録審査及び決定）

第6条 本市は第4条の申請受付後、事業者が第3条の資格を満たしているかを本市（子ども支援課）で審査した上で登録を決定するものとする。

2 本市は前項で登録決定した事業者別に定める様式（様式第7号）により通

知するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 事業者は登録内容に変更があった場合には別に定める様式(様式第8号)により本市に届け出なければならない。

(登録取消の申出)

第8条 登録の取消を求める事業者は別に定める様式(様式第9号)により, 取消を希望する日の1か月前までに本市に申し出なければならない。

(登録取消の決定)

第9条 本市は第3条に欠格が認められる事業者及び誓約書に反することが認められる事業者, 前条の届け出のあった事業者について登録取消を決定する。
2 本市は前項で登録の取消が決定した事業者に別に定める様式(様式第10号)により通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか, 事業者の登録に必要な事項は, 別に定める。

附則

この要綱は, 令和6年3月25日から施行する。